

## お客様へのお知らせ

# 弊社の販売商品の「BMV Blocker」の景品表示法違反 に関する報道について

弊社販売の「BMV Blocker」の「・・・20-30センチ離してご使用ください。」の表示において、「空間除菌」をことさらに連想させる疑いということから消費者庁表示対策課の指導を受けて、これに対して弊社の「BMV Blocker」の一括表示の修正、及びWEB上の情報発信内容の改善を行います。

一部のテレビ報道での趣旨が、アルカリ性の亜塩素酸には除菌効果がないような報道でありました。そこで、弊社といたしましては、アルカリの性質をもった弊社の亜塩素酸ナトリウムがどのようなものであるかを今後お示ししていきたいと考えております。

弊社の「BMV Blocker」による日本国における第三者機関での検査は、ウイルスに関しては、①豚流行性下痢ウイルス（PED）※1、②ネコカリシウイルス※2、また、自主検査機関でのネコカリシウイルス検査並びに③インフルエンザAウイルス株に対する抗ウイルス試験を実施しております。③に関しては、弊社「BMVBlocker200ppm」を米国の研究機関での試験。①②に関しては、日本国における第三者機関における抗ウイルス試験です。①に関しては200ppmで5分後に約99.8%。②に関しては、5分後で約85%不活性化のデータが得られております。③に関しては、5分後に100%不活性化となっています。また、一般生菌数、黄色ブドウ球菌、大腸菌に対する第三者検査機関における検査結果もそれぞれ、大腸菌に関して1分後には100%除菌、黄色ブドウ球菌に関しては5分後に100%除菌ができています。他に「ISO17025」（※3）の日本の承認検査機関における、一般生菌数拭き取り除菌試験、超音波加湿器噴霧試験による室内落下菌（真菌・カビ酵母及び一般生菌数）のテスト、屋外での足ふき玄関マットへの噴霧試験による一般生菌数・大腸菌除菌試験。一般生菌数・黄色ブドウ球菌・大腸菌除菌噴霧除菌試験でも100%除菌の検査結果も得られております。またキッコーマンバイオケミファ社製のATP拭き取り検査による手指噴霧後の拭き取り試験や着衣への噴霧による除菌効果等の自主検査等においても弊社商品「BMV Blocker」は除菌能力と抗ウイルス能力を有しております。しかしながら、この度の消費者庁から弊社商品の「～20-30センチ離して噴霧してください。」との表記があたかも空間中のウイルスに対して「空間除菌」を連想させるということで、空間中のウイルス不活性化のエビデンスを求められましたが、弊社はまだ空間中のエアロゾル等の浮遊ウイルスの完全不活性化を証明できる試験設定はできておりませんでした。有機物存在下での効果の証明においても牛血清アルブミン存在下での試験だけではその性能の明らかな証明にならないとの指摘等もありましたので、弊社といたしましては、消費者庁の措置命令に不

服申し立ては行うことなく措置命令に従っていくことにした次第です。

一般的には、亜塩素酸水は弱酸性と定義されており、イオン型の亜塩素酸ナトリウムは、除菌効果が劣るという考え方がございます。厚労省の HP にも亜塩素酸の定義が弱酸性域であると記載があります。亜塩素酸水の定量方法については、分子吸光計で計測し、定量化する DPP 法という検査方法がございます。

弊社商品をこの検査方法のプロトコールに沿って解析すると検量線にずれが生じます。

これは、弊社の亜塩素酸水の製造方法に由来するものであると考えています。従来の亜塩素酸水は分子型であることで効果が得られているというのが一般的見解であり、イオン型の亜塩素酸ナトリウムは除菌効果が劣るとの見解からアルカリ性の亜塩素酸水では全く除菌効果は期待できないと報道されたことには弊社といたしましては異議を唱えたいと考えています。

これまでの研究開発の結果に沿って 2020 年 11 月末日に弊社独自の製造方法を特許申請いたしました。

しかしながら、特許公開まではこれらの研究結果を外部に公開することに関しては控えさせていただきます。何卒ご理解の程をよろしくお願い申し上げます。

亜塩素酸ナトリウムは活性化（活性剤を用いて弱酸性化）させて二酸化塩素を発生させる方式が一般的です。

また弱アルカリ性の亜塩素酸ナトリウム（Ph 8）に活性化剤（例えばクエン酸）を加えるような使用方法が推奨されていることなどからアルカリ性の水溶液のままでは除菌効果を疑うような考え方が根底にあると考えています。

亜塩素酸ナトリウムの濃度は簡易検査キット等で検査できるものであり、この亜塩素酸ナトリウム濃度に対して約 70%程度が亜塩素酸の分子量です。

弊社商品をこれらの検査キットで分析しますと、550ppm 商品では、亜塩素ナトリウムは、800ppm 以上、200ppm 商品では、300ppm 以上を計測できますので、亜塩素酸の分子量は商品表記の濃度を保っています。また PH 計測いたしますとアルカリの性質を表しますが、これは「BMV Blocker」が OH マイナスを豊富に含んだ状態にあることからマイナスの還元電位を保持した状態にあることに起因します。これらの OH マイナスのフリーラジカルが除菌に機能していると考えられます。さらに 1 年保存された状態でも水溶液中の亜塩素酸ナトリウム濃度は保持され長期保存性も担保されており、これらの水溶液中から抗ウイルス・除菌の有効成分として二酸化塩素が発生することも検査キットで確認できます。「BMV Blocker」に除菌効果がないというようなことは決してございませんが、「空間除菌」ができるかのような誤解を招く使用方法に関する表示や次亜塩素酸よりもことさらに優れているような情報発信の仕方などについて真摯に景品表示法違反の行政処分を受け止めてこれらの改善に努め、今後も研究と開発を進めていきたいと考えておりますので、何卒ご理解の程をよろしくお願い申し上げます。

※1 豚流行性下痢ウイルス (PED)・・・(Porcine Epidemic Diarrhea ; PED) 病原体である PED ウィルスはコロナウイルス科アルファコロナウイルスに属しエンベロープの表面に放射状に突き出したスパイクを持ち、ゲノムは一本鎖 RNA。

※2 ネコカリシウイルス・・・ネコカリシウイルスはノロウイルスとよく似た性質を持つことからノロウイルスの代替えウイルスとして実験に用いられる。カプシドタイプのウイルス。

※3 「ISO17025 認定機関」 試験所や校正機関の正確さを認定するための規格です。

令和 3 年 3 月 7 日

アデュー株式会社

代表取締役社長 高松亜寿美